

薬局機能情報の定期報告は お済みですか!?

各薬局の皆様には、山梨県薬局機能情報提供制度実施要綱第3条第1号に基づき、毎年12月末日に報告をしていただいています。

今年の1月1日以降、一度も報告していない施設につきましては、**3月31日まで**となっておりますので、期日までに必ず報告をお願いします。報告の作業については手順書を参考に行ってください。

毎年、1月1日～3月31日の間には、必ず一度は薬局機能情報の報告が必要です。

インターネットを使用できない薬局または「ログイン・パスワード設定票」を紛失した場合は中北保健所衛生課までご連絡ください。

提出先・問い合わせ
中北保健所衛生課
電話 055-237-1382



(別紙) 手順書

< 報告内容 >

確認作業を行う時点での情報を報告してください。

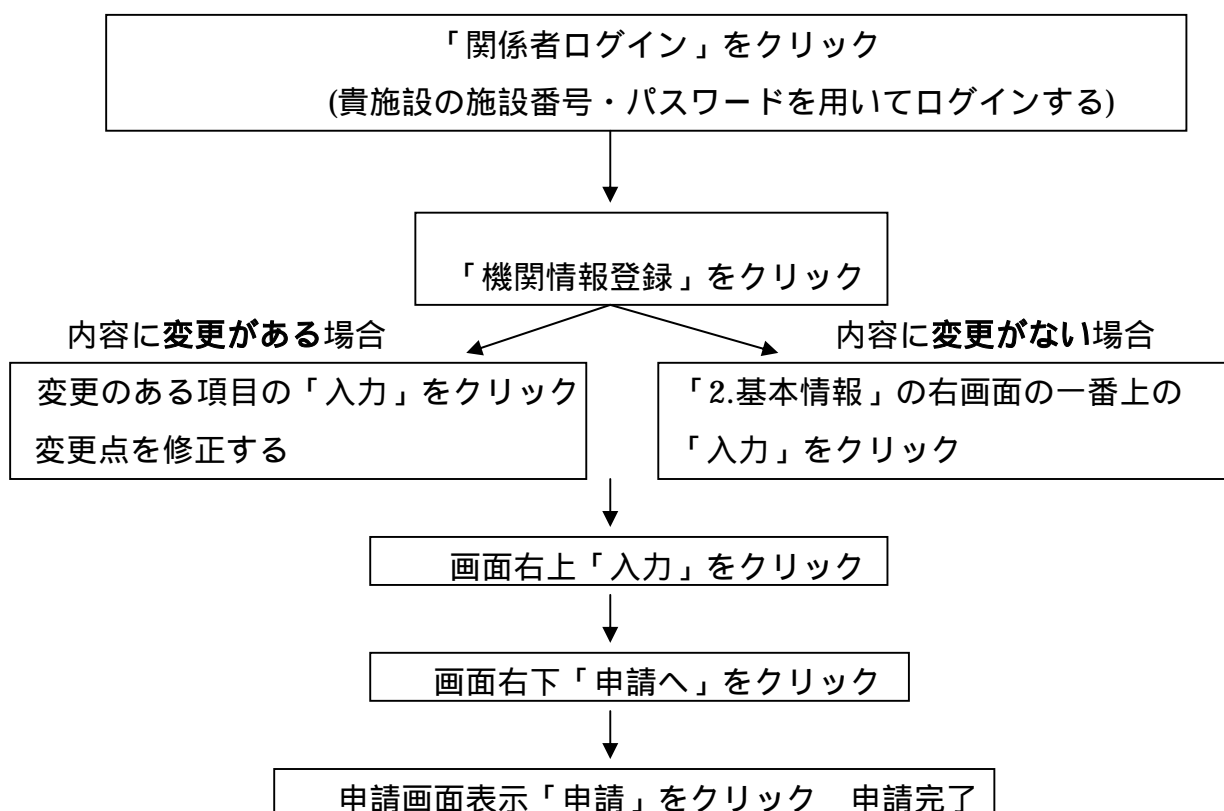
< 方法 >

「ログイン・パスワード設定票」を用意

検索エンジンで「やまなし医療ネット」を検索する

(<http://www.yamanashi-iryo.net/qq19/>)

「ログイン・パスワード設定票」を紛失した場合は中北保健所衛生課
(055-237-1382) まで連絡ください。



不明な点があるときは中北保健所衛生課(055-237-1382)まで連絡をください。